

社会体育施設の利用者の皆様へ

木津川市教育委員会社会教育課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の解除に伴う施設の利用制限の解除について

京都府全域に発令された緊急事態宣言に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しておりました学校開放事業の利用制限について、3月20日（月）から利用制限を解除いたします。

ご利用様が安心安全に施設をご利用いただくために、引き続き感染防止対策を実施していく必要がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※感染防止対策に従っていただけない場合は、利用許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。

記

◎学校開放事業の利用制限の解除

解除時期	令和3年3月20日から
学校体育館	施設利用を再開
学校グラウンド	20時以降の施設利用を再開

◎引き続き必要な感染防止対策

1. 当日参加者の連絡先や体調の確認

利用者の代表者の方は、利用当日の参加者の連絡先や体調確認を必ず行ってください。

利用者の中に発熱、咳、倦怠感など風邪の症状がある場合は、施設の利用を控えてください。

2. 施設利用前の留意事項

利用者は、手洗いや手指の除菌を必ず行い、全員必ずマスクを着用してください。

※運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断でお願いします。

3. 施設利用中の留意事項

- ・利用中は、常時換気若しくは1時間に2回以上の換気を行ってください。
- ・利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。
- ・運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、接触・密接するようなことはおこなわず、周囲の人となるべく距離（2m以上が適当）を空けてください。
- ・マスクをしない場合は、特に十分な距離を空けるよう留意をする必要があります。

※但し、中央運動団体等が作成したガイドライン等により十分に感染症対策を実施する場合は、接触を伴う活動を認めます。その場合においてもなるべく接触をさけてください。

4. 施設利用後の留意事項

利用後は、消毒薬にて使用備品等の消毒をしてください。

5. 感染防止策チェックリスト等の感染対策について

「感染防止策チェックリスト」の項目を遵守してください。

※学校体育館の利用について、「利用者名簿・消毒箇所リスト」による検温、消毒箇所の報告を遵守してください。